

## 第6回 地方法人課税に関する検討会議事概要

- 1 日時 平成30年11月8日(水) 15時00分～17時00分
- 2 場所 合同庁舎2号館7階 省議室
- 3 出席者 堀場座長、植木委員、鎌田委員、中村委員、宗田委員、小西委員、吉村委員、石井委員、三木委員、汐見委員
- 4 議事次第
  - (1) 開会
  - (2) 議事
    - ① 新たな偏在是正措置に関する基本的考え方
    - ② 新たな偏在是正措置の具体的な方策
    - ③ 新たな偏在是正措置に関するその他の論点
  - (3) 閉会
- 5 議事の経過
  - まず、「新たな偏在是正措置に関する基本的考え方」として、新たな偏在是正措置の方策等について検討を深めていく上で、どのような観点から新たな偏在是正措置を講じるべきか、その基本的な考え方を整理するため、以下の3つの観点について議論が行われた。
    - ・ 第一に、「地方税の充実確保と偏在性が小さい地方税体系の構築の調和を図る観点」であり、具体的には次のとおり。
      - ・ 地方創生等を推進していくためには、地方税の充実確保を図ることが重要。一方で、それに伴う財政力格差の拡大が、さらなる地方税の充実確保の阻害要因とならないよう、税源の偏在性が小さい地方税体系を構築していくことが必要となる。このように、地方税の充実確保と税源の偏在性が小さい地方税体系の構築は、いわば車の両輪。
      - ・ 近年、地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大していることを踏まえ、偏在性が小さい地方税体系の構築を図る観点から、新たな偏在是正措置を講じる必要がある。
      - ・ その上で、今般、譲与税化や交付税原資化という新たな措置を講じるに当たっては、地方税の充実確保の要請との調和を図る観点から、地方税体系において補完的な位置付けとなることを踏まえる必要がある。

はないか。

- ・ 第二に、「経済社会構造の変化への対応の観点」であり、具体的には次のとおり。
  - ・ 産業構造のサービス産業化、大都市部への大法人の本店の集中等を背景として、大都市部に企業の事業活動の実態以上に税収が集中している状況があり、インターネット取引など店舗を必要としない事業形態の拡大により、今後、その傾向は加速する見込み。また、子会社化やフランチャイズ事業の拡大など、企業の組織形態の多様化も税源偏在に影響。こうした税源偏在の背景となっている経済社会構造の変化等を踏まえれば、新たな偏在是正措置を考える上で、地域における経済活動等に関する統計情報も参考となるのではないか。
- ・ 第三に、「交付団体と不交付団体の均衡の観点」であり、具体的には次のとおり。
  - ・ 各種財政指標で見ても交付団体と不交付団体の財政力格差が拡大している。地方交付税の財源調整機能は不交付団体の超過財源に及ばないことから、地方税、地方譲与税及び地方交付税を適切に組み合わせることにより、全体として均衡のとれた地方税財政制度とすることが重要。
  - ・ 新たな偏在是正措置については、交付団体と不交付団体の均衡に留意し、実効性のあるものとしていく必要がある。その際には、偏在是正措置により直接的な影響を受ける不交付団体の財政状況を踏まえて検討する必要があるのではないか。

○ これについて、委員の間において以下の議論があった。

- ・ 全国知事会が取りまとめた提言の趣旨は、概ねこの3つの考え方に反映されている。
- ・ 交付団体と不交付団体の均衡の観点については、これまであまり焦点が当てられてこなかったが、従前からずっと重要な視点であった。今回あらためて焦点を当てるのは望ましい。

○ これらの議論を踏まえ、検討会として、新たな措置を講じるに当たっては、これら3つの観点が重要であるとの方向性を確認し、この基本的な考え方に沿って、取りまとめに向けた作業を進めていくこととされた。

○ 続いて、「新たな偏在是正措置の具体的な方策」として、譲与税化及び交付税原資化を行う場合における具体的な方策について議論が行われた。

- 譲与税化による偏在是正措置の具体的な仕組みとしては、課税標準、賦課徴収等について、以下の論点が議論された。
  - ・ まず、検討の視点として、次のものが考えられる。
    - ・ 納税者や課税庁の事務負担の軽減を図る観点から、簡素な課税・賦課徴収の仕組みとすることが必要。
    - ・ 地方譲与税制度を活用した偏在是正の仕組みとしては、地方法人特別税・譲与税制度や森林環境税・譲与税制度（仮称）が参考となる。
    - ・ 法人事業税は、法人税とは課税ベースが大きく異なることから、法人住民税法人税割の交付税原資化のために創設された地方法人税と異なり、国が法人税と併せて徴収することができない点に留意が必要。
  - ・ これらを踏まえ、地方譲与税制度を活用する場合、次のような仕組みとすることが考えられるのではないか。
    - ・ 法人事業税、その中でも所得割・収入割の一部を分離して新たな税（国税）を創設する。
    - ・ 課税標準は法人事業税の税額とする。
    - ・ 新たな地方譲与税として一定の基準により都道府県に譲与する。
    - ・ 地方税財源としての性格を明確にすることが必要。そのため、その税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直入することが適当。
    - ・ 新たな税の賦課徴収については、都道府県が法人事業税と併せて行うことが適当。
  
- 次に、譲与税化を行う場合の譲与基準等について議論された。
  - ・ 地方譲与税の譲与基準は、一定の用途が定められている場合には、用途と関連する財政需要を反映した指標が用いられており、用途の制限がない場合には、各制度の趣旨・目的や歳入側の事情に着目した指標が用いられている。この点に関し、新たな偏在是正措置は、用途が制限される性格のものではないことから、制度の趣旨・目的に応じた譲与基準とすることが適当。
  - ・ このことを踏まえつつ、検討の視点として、次のものが考えられる。
    - ・ 新たな偏在是正措置は、地域間の財政力格差に対応して、税源の偏在を是正するものであるという、制度の趣旨・目的。
    - ・ 地方税収の偏在度については、一般的に、地方団体の構成員である住民に着目し、人口一人当たりで比較されること。
    - ・ 地方団体の歳出構造は、少子高齢化の進展に伴い、社会保障や教育等の分野において、地方団体が安定的に行政サービスを提供する重要性が増しており、人口比例的な要素が大きくなっていること。

- ・ 安定的な制度運営を図る観点から、譲与基準については、できるだけ簡素で予見可能性が高い指標を用いることが望ましいこと。
  - ・ 地方法人特別譲与税は、譲与基準として人口と従業者数が用いられているが、これは、創設をめぐる議論において、当初、消費税との税源交換が目標とされていたことから、地方消費税の税源配分と近似させるためのもの。一方、新たな偏在是正措置については、こうした税源交換等の事情を斟酌する必要はないこと。
  - ・ これらを踏まえ、新たな偏在是正措置の譲与基準等については、次のとおり議論が行われた。
    - ・ 税源の偏在是正という新たな措置の趣旨・目的に鑑みれば、譲与基準として「人口」を基準とすることが考えられるのではないか。
    - ・ 「人口」を譲与基準とする場合、現行の地方法人特別譲与税（譲与基準は「人口」及び「従業者数」）に比べ、偏在是正効果が増すことになる。このように、譲与基準のあり方も含め、地方譲与税制度の中で適切な偏在是正効果を実現するための方策を検討する必要があるのではないか。
- 次に、交付税原資化による偏在是正措置の具体的な仕組みについて議論された。
- ・ 検討の視点として、次のものが考えられる。
    - ・ 譲与税化の場合と同様、納税者や課税庁の事務負担の軽減を図る観点から、簡素な課税・賦課徴収の仕組みとすることが必要。
    - ・ 交付税原資化を活用した偏在是正の仕組みとしては、地方法人税が参考となるが、法人事業税は、法人税とは課税ベースが大きく異なることから、国が法人税と併せて徴収することができない点に留意が必要。
  - ・ これらを踏まえ、交付税原資化による偏在是正措置の具体的な仕組みについては、次のとおり議論が行われた。
    - ・ 基本的に、譲与税化の場合と同様の仕組みとすることとしつつ、一方で、交付税原資化の場合、新たな税の賦課徴収を担う不交付団体には地方交付税が交付されないことから、賦課徴収について不交付団体の理解を得るための方策を検討することが必要ではないか。
- これらの論点について、委員の間において以下の議論があった。
- ・ 新たな偏在是正措置の譲与基準については、偏在是正という趣旨・目的を踏まえれば、「人口」とすることが適当ではないか。
  - ・ 税源の偏在度が人口一人当たりで考えられていることや、今後、地方団

体において社会保障サービスの提供が一層重要となることを踏まえると、譲与基準としては「人口」が自然ではないか。

- 新たな偏在是正措置の具体的な仕組みについては、検討会として、これらの議論を踏まえた方向性を確認し、これに沿って、取りまとめに向けた作業を進めていくこととされた。
- 続いて、「新たな偏在是正措置に関するその他の論点」として、新たな偏在是正措置を講じる場合に、関連して検討が必要となる以下の諸論点について議論された。
  - ・ 偏在是正により生じる財源の活用については、次のとおり。
    - ・ これまでの偏在是正措置時には、偏在是正により生じた財源を活用し、地方の自主的・主体的な活性化策などの歳出を地方財政計画に計上してきた。
    - ・ 近年、交付団体においては、不交付団体と比較して一般財源が微増に止まる一方で、赤字地方債である臨時財政対策債の残高が累増している状況。
    - ・ 新たな偏在是正措置により生じる財源について、地方団体から、都市と地方が支え合う持続可能な社会の構築に向けて、地方財政計画に必要な歳出を計上するなど、実効性のある偏在是正措置とすべきとの要望がある。
    - ・ これらを踏まえると、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置により生じる財源については、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用すべきではないか。
  - ・ 新たな偏在是正措置の期間等については、次のとおり。
    - ・ 地方法人特別税・譲与税制度は、消費税を含む税制の抜本改革において偏在性の小さい地方税体系が構築されるまでの間の措置であるため、暫定措置とされた。一方、新たな偏在是正措置は、あるべき地方税制に向けて、地域間の財政力格差を是正し、偏在性が小さい地方税体系を構築するための措置。
    - ・ 都道府県の行財政運営の観点からは、将来の収入に対する予見可能性をできるだけ確保できることが重要。
    - ・ これらを踏まえると、新たな偏在是正措置については、将来に向かって安定的な制度とすべきではないか。
  - ・ 法人事業税の制限税率、法人事業税交付金等については、次のとおり。
    - ・ 法人事業税の制限税率については、都道府県の課税自主権や、法人事

業税が企業誘致等の税源涵養のインセンティブになっていること、都道府県が立地企業を中心として産業育成を通じて地域活性化に取り組んでいること等にも配慮が必要ではないか。このことを踏まえると、法人事業税の制限税率については、現行の超過課税分が確保できるよう措置すべきではないか。

- ・ 法人事業税交付金については、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補てんのため、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度として創設されたものであることを踏まえると、法人事業税において新たな偏在是正措置を講じる場合には、法人事業税交付金の交付水準に変動が生じないように、交付率を引き上げる必要があるのではないか。

○ これらの論点について、委員の間において以下の議論があった。

- ・ 検討会としては、偏在是正により生じる財源は、その全額を地方のために活用することが重要と考えるべきではないか。
- ・ 偏在是正により生じる財源は、できるだけ住民に分かりやすいものに活用すべき。また、各地方団体が偏在是正の効果を実感できるものとすべき。
- ・ 今回の新たな偏在是正措置は、現行の地方法人特別税・譲与税制度と異なり、暫定措置とする理由がないことから、将来に向かって安定した制度とすべき。
- ・ 今回の新たな偏在是正措置によって市町村の財政に影響を与えないことは重要であり、必要な配慮を行うべき。

○ 新たな偏在是正に関するその他の論点については、検討会として、これらの議論を踏まえた方向性を確認し、これに沿って、取りまとめに向けた作業を進めていくこととされた。